

旭高原自然活用村（元気村）施設の利用にかかる予約方法（団体）

※ 1 多目的広場などの無料利用施設を含む。

利用月	市民等の受付開始日 (3か月前)	学校団体の受付開始日 (1年前)	一般団体の受付開始日 (6か月前)
4月、5月、6月	1月10日	年4回の受付開始日 にかかわらず「利用日」 の1年前 ※愛知県旭高原少年自 然の家利用団体は、同 施設と調整	前年の10月1日
7月、8月、9月	4月1日		1月10日
10月、11月、12月	7月1日		4月1日
1月、2月、3月	前年の10月1日		前年の7月1日

- ※開始日が休村日の場合は翌日を開始日とする。
- 学校団体に公的機関も加える。

学校団体（市外、県外を含む）

小学校、中学校、特別支援学校、高校、大学（ゼミを含む）、市・県関係、警察関係、観光協会、青年会議所、商工会、愛知県旭高原少年自然の家利用団体等 ※ 結婚式も学校団体と同様に扱う

- 6か月前から利用予約可能な一般団体の基準を設ける。

次のすべてを満たす場合に、6か月前から利用予約可能な一般団体とする。

- ① 団体である。
(例) スポーツチーム、こども会、学童の会、大学サークル、愛好会、企業など
- ② 団体として利用実績がある。
- ③ ファミリーロッジ、バンガロー、テントベースのうち、1種類以上全ての貸し切りがある。
もしくは、野外ステージでイベント（音楽演奏会、ダンス発表会など）を開催する。
- ④ 利用料金は、事前払いである。

※その他

・上記③に加えて「つつじ屋敷・松風亭」の利用予約も可とする。

◆ 豊田市旭高原自然活用村条例 第6条第2項

「指定管理者は、有料利用施設の管理上必要があると認めたときは、(利用の) 許可に条件を付すことができる。」

◆ 豊田市旭高原自然活用村条例 第10条

「利用者は、許可を受けたときは、指定管理者に対し利用料金を納付しなければならない。ただし、指定管理者が認めたときは、利用日当日において納付することができる。」

※ 利用料金の事前納付（利用日当日納付以外）対象は、宿泊約款等で定めている。原則、利用日当日納付は家族や小グループでの利用の場合である。